

鳥取県告示第445号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年7月9日

鳥取県日野総合事務所長 藤 井 路 久

| 事業主体 | 土地改良事業の名称 | 工事完了年月日 |
|------|---------------------|------------|
| 江府町 | 基盤整備促進事業杉谷地区農業用排水施設 | 平成20年1月20日 |
| 〃 | 基盤整備促進事業貝田地区農業用排水施設 | 平成21年2月27日 |